

# 老人保健 について お知らせ



## 乳幼児医療費助成制度について

三歳未満児を対象として医療費が無料となる「乳幼児医療費助成制度」の対象年齢が「歯科」については、平成五年四月一日以降「義務教育就学前まで」に改正されます。

### 概要

(1)対象者

- ㊦ 三歳未満の児童
- ㊧ 歯科については義務教

育就学前までの児童  
(2)所得制限

市町村民税所得割額が四七、八〇〇円以下の世帯

二、乳幼児医療の受け方

医療機関で受診される際に、健康保険証を役場から交付された「福祉医療受給者証」を提示すれば、医療費の自己負担分を支払う必要がありません。

病气やケガでお医者さんにかかるときの一部負担金（医療費のうち患者の負担する分のことです）が平成五年四月一日から次のように変更されます。

外 来（通院）  
一ヶ月 一、〇〇〇円

入院  
一 日 七〇〇円

次の場合は民生課福祉係まで必ず届出をして下さい。

一、加入している医療保険が変わったとき。

二、住所が変わったとき。

三、交通事故にあつて老人保健で治療を受けるとき。

四、六五歳以上七〇歳未満で寝たきり等（身障手帳三級

以上）になったときは老人医療が受けられます。

三隅町の一人当たりの老人医療費は年々増加をしています。みんなの医療費を大切に

するため、次のことを守って下さい。

一、特別な事情のない限り、診療時間内に診てもらいましょう。

なお、三歳以上の歯科については、新しく受給者証が必要で

す。 ※該当者は福祉係で交付を受けて下さい。

三、制度についての問い合わせ先

役場民生課福祉係

☎ 三一〇二一一

## 国保コーナー

加入・脱退は14日以内に届け出を

企業、公的機関等、他の健康保険に加入している人とその被扶養者、生活保護を受けている世帯以外の住民は、国保に加入することが義務づけられている被保険者となります。加入・脱退のときの届け出は、住所を有する市区町村の窓口で、14日以内に行いましょう。



届け出が遅れると

●保険税をさかのぼって払わなければならないことがあります。

●医療費を全額自己負担しないといけないことがあります。

●あとで医療費を返さないといけないことがあります。